

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成25年11月25日

準備書面(5)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山内 喜



同

茅根熙



同

春原



同

江口正



同

池田秀



同

長原



同

八木



同

濱松慎



同

川島



目 次

第 1 はじめに.....	4
第 2 本件原子力発電所の運転に起因して発生する放射性廃棄物は適切に管理ないし処分がなされること	4
1 低レベル放射性廃棄物の安全性確保.....	4
2 再処理までの使用済燃料の安全性確保.....	5
3 使用済燃料の再処理と高レベル放射性廃棄物の発生及び処分 ..	6
(1) 使用済燃料の再処理.....	6
(2) 高レベル放射性廃棄物の発生.....	6
(3) 高レベル放射性廃棄物の最終処分.....	6
第 3 原告ら第 7 準備書面への反論.....	8
1 「第 1 原子力発電所の運転における放射性廃棄物処理問題の重要性」について.....	8
(1) 原告らの主張.....	8
(2) 被告の反論.....	8
2 「第 2 原発稼働による放射性廃棄物の発生について」について 9	9
(1) 原告らの主張.....	9
(2) 被告の反論.....	9
3 「第 3 再処理について」について.....	10
(1) 原告らの主張.....	10
(2) 被告の反論.....	10
4 「第 4 放射性廃棄物処理に関する深刻な問題」について	11
(1) 原告らの主張.....	11
(2) 被告の反論.....	12
5 「第 5 日本学術会議の指摘」について.....	13

(1) 原告らの主張.....	13
(2) 被告の反論.....	14
6 「第6　まとめ」について.....	14
(1) 原告らの主張.....	14
(2) 被告の反論.....	14
7 小括.....	14
(1) 本件原子力発電所の運転差止訴訟判決における放射性廃棄物等に関する判示.....	14
(2) 原告ら第7準備書面においては、原告らの人格権が侵害される具体的危険性を主張していないこと	15
第4 結論.....	16

被告は、原告らの平成25年3月1日付け第7準備書面に対し、以下のとおり反論する。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

第1 はじめに

本準備書面では、原告ら第7準備書面に対する反論を述べるに当たり、まず、本件原子力発電所の運転に起因して発生する放射性廃棄物は適切に管理ないし処分され、また、本件原子力発電所における使用済燃料の安全性は確保されていることを明らかにした上で（後記第2）、原告らが第7準備書面で再処理や高レベル放射性廃棄物等について繰々述べる主張は、いずれも前提において失当であるか、理由がなく失当であることを述べる（後記第3）。

第2 本件原子力発電所の運転に起因して発生する放射性廃棄物は適切に管理ないし処分がなされること

本件原子力発電所の運転に起因して発生する放射性廃棄物には、本件原子力発電所の運転に伴い発生する低レベル放射性廃棄物と、使用済燃料を再処理工場に輸送後、再処理工場において行われる再処理（使用済燃料に化学的処理を施し、再利用できるウランやプルトニウムを回収すること）の過程において発生する高レベル放射性廃棄物等がある。

そして、後記1ないし3で述べるとおり、低レベル放射性廃棄物及び高レベル放射性廃棄物については、その発生の過程も含め、適切に管理ないし処分がなされる。

1 低レベル放射性廃棄物の安全性確保

本件原子力発電所の運転に伴って、気体、液体及び固体の低レベ

ル放射性廃棄物が発生するが、被告は、その種類及び放射性物質の濃度に応じて適切な処理を行っており、その安全性を十分に確保している（乙A1の30ないし33頁、8-10-1ないし8-10-24頁、乙A2の31ないし34頁、8-10-1ないし8-10-23頁）。

なお、低レベル放射性廃棄物のうち固体廃棄物については、計画的に青森県上北郡六ヶ所村で操業中の日本原燃株式会社の低レベル放射性廃棄物埋設センターに輸送した上で埋設処分することになるが、当該センターの安全性は、国の安全審査において確認されている。

2 再処理までの使用済燃料の安全性確保

本件原子力発電所で発生した使用済燃料は、国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則としている（乙A1の45頁、乙A2の43頁）。具体的には、青森県上北郡六ヶ所村で建設中の日本原燃株式会社の再処理工場において再処理することとしており、本件原子力発電所においては、使用済燃料は、再処理工場へ輸送するまで、本件原子力発電所原子炉建屋内の使用済燃料貯蔵プールにおいて保管を行う。

本件原子力発電所の使用済燃料貯蔵プールについては、答弁書69頁で述べたとおり、被告は、その安全性を十分に確保している（乙A1の16頁、8-6-2、8-6-3、8-6-6ないし8-6-8頁、乙A2の15頁、8-9-2、8-9-3、8-9-8、8-9-10、8-9-11頁）。

さらに、答弁書80ないし87頁で述べたとおり、被告は、福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策及び更なる対策として、緊急時の使用済燃料貯蔵プールの除熱機能確保のための

諸対策を講じており、その安全性確保に万全を期している（乙A 9の2、8、9頁、乙A 11の表中⑦⑧⑨及び図）。

3 使用済燃料の再処理と高レベル放射性廃棄物の発生及び処分

(1) 使用済燃料の再処理

前記2のとおり、本件原子力発電所で発生した使用済燃料は、日本原燃株式会社の再処理工場において、再処理することとしている。なお、再処理工場では、現在、操業前の最終段階の試験としてアクティブ試験を実施しており、このアクティブ試験においては、実際の使用済燃料を用いて、プルトニウムや核分裂生成物の取り扱いに係る再処理施設の安全機能及び機器・設備の性能を確認している。

(2) 高レベル放射性廃棄物の発生

使用済燃料の再処理は、使用済燃料からウラン及びプルトニウムを回収することを目的としており、その過程においては、放射能レベルの高い廃液が発生する。この廃液を、ガラス原料とともに高温で溶かし合わせたものをステンレス製の容器（キャニスター）内に入れて冷やし固めてガラス固化体とし、これを高レベル放射性廃棄物として処分する（乙B 18の5頁）。

なお、ガラス固化体に用いられるガラス原料は薬品や放射線等に強いものが選定され、また、キャニスターについても高温下でも高い強度をもつ材料が選定され、想定される腐食量を考慮しても強度等に余裕をもった肉厚になっている（乙B 18の5頁）。

(3) 高レベル放射性廃棄物の最終処分

ガラス固化体は、製造後30ないし50年、再処理工場内の貯蔵施設で冷却した後、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」（平成12年法律第117号）に基づき、平成12年10月

に設立された原子力発電環境整備機構（NUMO）によって、最終処分が実施されることとなっている（乙B18の49頁）。

同法では、「最終処分」とは、「地下三百メートル以上の政令で定める深さの地層において、特定放射性廃棄物及びこれによって汚染された物が飛散し、流出し、又は地下に浸透することがないように必要な措置を講じて安全かつ確実に埋設することにより、特定放射性廃棄物を最終的に処分すること」（同法2条2項）とされており、長期間にわたり人間の生活環境から隔離するため、地層処分の方法による最終処分が予定されている。

地層処分は、人間の生活環境から隔離された深くかつ安定な地層において、人工的な複数の防護壁（人工バリア）と地質環境（天然バリア）とを組み合わせることによって、放射能を閉じこめようという「多重バリア」の考え方に基づいている。

「人工バリア」は、高レベル放射性廃棄物であるガラス固化体、ガラス固化体を封入する金属製の厚い容器（オーバーパック）及びオーバーパックと周囲の岩盤との間に充填される緩衝材（ベントナイトと呼ばれる天然の粘土材料を主成分としたもので、含まれる鉱物により放射性物質を吸着し、水に溶けた放射性物質の動きを抑制する能力がある。）の三つの要素で構成され、ガラス固化体中に含まれる放射性物質が地下水に溶けだして人工バリアの外に出ていくことを抑制する。また、「天然バリア」は、人工バリアの周囲に広がる天然の岩盤であり、地下深部の岩盤中では、地下水の動きは緩慢であり、さらに、岩盤中の鉱物は、ベントナイト同様、放射性物質を吸着する能力を持っており、人工バリアを保護するとともに、仮に人工バリアから放射性物質が出てきた場合に、その動きを抑制する。（乙B18の11頁）。

この地層処分の技術的信頼性については、我が国の地質環境、地層処分の工学技術及び地層処分システムの安全評価の研究開発分野における研究成果において、それぞれの関連する技術的知見が総合的に検討されており、国においても「わが国における高レベル放射性廃棄物の地層処分の技術的信頼性が示されている」と評価されている（乙B18の「はじめに」）。

第3 原告ら第7準備書面への反論

1 「第1 原子力発電所の運転における放射性廃棄物処理問題の重要性」について

(1) 原告らの主張

原告らは、第7準備書面「第1 原子力発電所の運転における放射性廃棄物処理問題の重要性」において、放射性廃棄物処理の問題は、原子力発電所の運転と不可分一体の問題であり、放射性廃棄物の安全な処理方法の確立がなされないまま、原子力発電所が運転されるべきではないと主張する（原告ら第7準備書面2頁）。

(2) 被告の反論

前記第2の1で述べたとおり、本件原子力発電所においては、発生する低レベル放射性廃棄物は適切に処理しており、また、前記第2の3で述べたとおり、使用済燃料は再処理工場において再処理されることになっており、その過程で発生する高レベル放射性廃棄物については原子力発電環境整備機構によって地層処分の方法により最終処分されることとなっている。

そして、前記第2の3(3)で述べたとおり、地層処分の技術的信頼性については、国において確認されている。

よって、放射性廃棄物の安全な処理方法の確立がなされていな

いとする原告らの主張は、前提において誤りである。

2 「第2 原発稼働による放射性廃棄物の発生について」について

(1) 原告らの主張

原告らは、第7準備書面「第2 原発稼働による放射性廃棄物の発生について」において、高レベル放射性廃棄物の処理の問題は不可避的に生じるとした上で、①使用済燃料もガラス固化体も非常に強い毒性を帶びており、また、②安全確実な放射性廃棄物の処理方法なくしてなされる本件原子力発電所の稼働は、非常に危険な物質をその最終的な出口もないまま年々大量に生み出し続けることを意味する極めて危険な行為であると主張する（原告ら第7準備書面3、4頁）。

(2) 被告の反論

ア ①に対する反論

前記第2の2及び3で述べたとおり、使用済燃料の保管の安全性は確保されており、また、そもそもガラス固化体は再処理工場における再処理の過程で発生するのであり、本件原子力発電所内で発生するのではない。よって、原告らの主張は前提において失当である。

なお、原告らは、ガラス固化体1本当たりの放射能が原子爆弾約105発分などと述べるが（原告ら第7準備書面3、4頁）、ガラス固化体は原子爆弾と異なり、爆風や熱線を伴う爆発を生じさせないので、単純にガラス固化体に含まれる放射性物質の量だけをもって原子爆弾の危険度には換算できない。

加えて、原告らは、使用済燃料やガラス固化体に人間が近づけば20秒足らずで死に至ると言われているとも述べるが（原告ら第7準備書面4頁）、そもそも、放射線は対象物から距離

をとることや遮蔽を施すことによってその影響を低減することができるところ、使用済燃料やガラス固化体は、原子力発電所や再処理工場等の施設内において、放射線を管理しつつ厳重に取り扱われ、不用意に人間が近づくことはできないから、原告らの主張は理由がない。

イ ②に対する反論

前記第2の1で述べたとおり、本件原子力発電所においては、発生する低レベル放射性廃棄物は適切に処理しており、また、前記第2の3で述べたとおり、使用済燃料は再処理工場において再処理され、その過程で発生する高レベル放射性廃棄物は原子力発電環境整備機構によって地層処分の方法により最終処分されることとなっている。

そして、前記第2の3(3)で述べたとおり、地層処分の技術的信頼性については、国において確認されている。

よって、放射性廃棄物の安全な処理方法の確立がなされていないとする原告らの主張は誤りである。

3 「第3 再処理について」について

(1) 原告らの主張

原告らは、第7準備書面「第3 再処理について」において、再処理の過程においても結局ガラス固化体という高レベル放射性廃棄物は生じるのであり、再処理は高レベル放射性廃棄物の最終処分問題の解決策というわけではないと主張する（原告ら第7準備書面4、5頁）。

(2) 被告の反論

前記第2の3で述べたとおり、再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物については適切に処分がなされる。

再処理は、前記第2で述べたとおり、そもそも、使用済燃料から再利用できるウランやプルトニウムを回収するために行うのであり、原告ら主張のように高レベル放射性廃棄物の最終処分問題の解決策として行うのではない。よって、原告らの主張は誤りである。

4 「第4 放射性廃棄物処理に関する深刻な問題」について

(1) 原告らの主張

原告らは、第7準備書面「第4 放射性廃棄物処理に関する深刻な問題」において、以下のように主張する。

ア 「1 高レベル放射性廃棄物の特性」

高レベル放射性廃棄物は毒性が強く、少なくとも10万年間は何らかの方法で安全な隔離が確保されなければならない（原告ら第7準備書面5頁）。

イ 「2 安全な処分方法が確立していない」

高レベル放射性廃棄物の地層処分は、最終処分場候補地が存在せず、多重バリアシステムには科学的に明確な根拠がなく、10万年間継続して管理し続けなければならないという問題点があり、非現実的な手段である（原告ら第7準備書面5ないし10頁）。

ウ 「3 再処理の停滞及び貯蔵施設のひっ迫」

再処理工場は建設開始から20年以上経過した現在においても未だに操業していないこと、また、福島第一原子力発電所事故で使用済燃料プールが被災したことからも使用済燃料貯蔵はそれだけで危険な状態であること、さらに、本件原子力発電所においては貯蔵施設が満杯になるのは本件1号機については約9年後、本件2号機については約16年後であり、再処理工場

の稼働の明確な見通しが立っていないことを考えると貯蔵施設はもはやひつ迫状態にあり、新たな使用済燃料を増やし続けるべきではない（原告ら第7準備書面10, 11頁）。

(2) 被告の反論

ア 前記(1)アに対する反論

前記第2の3(2)で述べたとおり、そもそも、ガラス固化体は再処理工場における再処理の過程で発生するのであり、本件原子力発電所内で発生するのではない。よって、原告らの主張は、前提において失当である。

また、原告らは、少なくとも10万年間は何らかの方法で安全な隔離が確保されなければならないと主張するが、前記第2の3(3)で述べたとおり、高レベル放射性廃棄物は長期間にわたり人間の生活環境から隔離するため、地層処分による最終処分が予定されており、そして、この地層処分の技術的信頼性は国において確認されている。よって、原告らの主張は、理由がなく失当である。

イ 前記(1)イに対する反論

前記第2の3(3)で述べたとおり、高レベル放射性廃棄物については、原子力発電環境整備機構によって最終処分されることとなっており、本件原子力発電所内で処分されるのではない。よって、原告らの主張は、前提において失当である。

また、前記第2の3(3)で述べたとおり、地層処分の技術的信頼性については、国において確認されている。そもそも、地層処分とは、人間が管理し続けることなく長期にわたり高レベル放射性廃棄物を生活環境から隔離するものであり、原告らの主張は誤りである。

ウ 前記(1)ウに対する反論

前記第2の3(1)で述べたとおり、再処理工場では、現在、操業前の最終段階の試験としてアクティブ試験を実施している。

そもそも、再処理工場の稼働の見通しと本件原子力発電所の運転により原告らの人格権が侵害される具体的危険性があるか否かとは関係がない。よって、原告らの主張は、前提において失当である。

また、前記第2の2で述べたとおり、本件原子力発電所における使用済燃料の保管について安全性は十分に確保されている。よって、原告らの主張は、前提において誤りである。また、原告らは、使用済燃料貯蔵プールに関し、いかなる機序で原告らが被ばくし、人格権侵害の具体的危険性を生じるかについて、具体的主張をしていない。よって、原告らの主張は、理由がなく失当である。

さらに、本件原子力発電所の使用済燃料貯蔵プールには、現時点において、少なくとも本件1号機では約10年、本件2号機では約16年の間発電所を継続的に運転させた場合に生じる使用済燃料を保管できる「余裕」があるのであり、「ひつ迫」というのは原告らの独自の評価に過ぎない。

5 「第5 日本学術会議の指摘」について

(1) 原告らの主張

原告らは、第7準備書面「第5 日本学術会議の指摘」において、高レベル放射性廃棄物の処理問題について、日本学術会議が日本のこれまでの放射性廃棄物処理政策の抜本的見直しを提言していること及び同会議は日本が現状抱えている廃棄物処理における深刻な問題は日本の原子力政策を考える上で看過できないと結

論しているとする（原告ら第7準備書面11ないし13頁）。

(2) 被告の反論

日本学術会議の指摘と本件原子力発電所の運転により原告らの人格権が侵害される具体的危険性があるか否かとは関係がない。よって、原告らの主張は、前提において失当である。

6 「第6　まとめ」について

(1) 原告らの主張

原告らは、第7準備書面「第6　まとめ」として、放射性廃棄物処理問題における不確実性、危険性を度外視して、原子力発電所の稼働は許されず、放射性廃棄物の処理ができないことそのものが、原子力発電所の危険性を高めると主張する（原告ら第7準備書面13頁）。

(2) 被告の反論

原告らは、放射性廃棄物等について単に抽象的に危険であると主張するのみであり、本件原子力発電所の運転に伴い、いかなる機序で放射性物質が本件原子力発電所の外部に排出され、原告らの生命、身体、健康が現に侵害され、又は侵害される具体的危険性が生じるのかについての具体的な主張を全くしていない。よって、原告らの主張には何ら理由がなく、失当である。

7 小括

(1) 本件原子力発電所の運転差止訴訟判決における放射性廃棄物等に関する判示

本件原子力発電所において被告が行う低レベル放射性廃棄物の処理及び使用済燃料の保管については、前記第2の1及び2で述べたとおり、被告はその安全性を十分に確保している。

この点、志賀2号機運転差止訴訟控訴審判決は、「被控訴人ら

は、本件原子炉の運転を継続した場合、本件原発の施設において貯蔵を要する使用済み核燃料は、非常に強い放射能毒性を有し、再臨界の可能性もある上、その貯蔵容量は不十分で、行き場を失うから、被控訴人ら付近の住民の生命、健康に対して重大な危険性が生じることになる旨主張する。しかしながら、被控訴人らは、使用済み核燃料の危険性を抽象的に主張するのみで、いかなる機序で本件原子炉の外部へ放射線、放射性物質が排出され、被控訴人らが被ばくする可能性があるかについて具体的に主張していないから、この点に関する被控訴人の主張には理由がない。」と判示している（同判決書289頁）。

また、前記第2の3で述べたとおり、本件原子力発電所において発生する使用済燃料は再処理工場において再処理されることとなっており、その過程で発生する高レベル放射性廃棄物については原子力発電環境整備機構によって地層処分の方法により最終処分されることとなっている。

この点、志賀1号機運転差止訴訟第一審判決は、「本件原子力発電所における使用済燃料の長期的な処理体制や核燃料サイクルが未だ確立された段階にまでは至っていないとしても、それだけでは、本件原子力発電所の運転の差止めを求める理由とはならない。」と判示しており（同判決書758頁），志賀2号機運転差止訴訟第一審及び控訴審判決も同旨の判断である（被告の平成25年9月24日付け準備書面(3)14頁：第3章第1の2(2)ア参照）。したがって、使用済燃料の再処理及び高レベル放射性廃棄物処分の問題は、それだけでは本件原子力発電所の運転の差止理由とはならないことは明らかである。

(2) 原告ら第7準備書面においては、原告らの人格権が侵害される

具体的危険性を主張していないこと

原告らは、第7準備書面において、総じて使用済燃料やその再処理、高レベル放射性廃棄物等の危険性を殊更に強調して主張しているが、前記1ないし6で述べたとおり、その主張はいずれも前提において失当であるか、抽象的な内容にとどまるものばかりであり、結局のところ、本件原子力発電所の運転に伴い、いかなる機序で放射性物質が本件原子力発電所の外部に排出され、原告らの生命、身体、健康が現に侵害され、又は侵害される具体的危険性があるのかについての具体的な主張が全くない。

よって、原告ら第7準備書面の主張には何ら理由がなく、いずれも失当であるというほかはない。

第4 結論

以上に述べたとおり、本件原子力発電所の運転に起因して発生する放射性廃棄物は適切に管理ないし処分がなされ、また、使用済燃料の安全性は確保されており（前記第2），原告らが第7準備書面で再処理や高レベル放射性廃棄物等について繰々述べる主張は、いずれも前提において失当であるか、本件原子力発電所の運転に伴い、いかなる機序で放射性物質が本件原子力発電所の外部に排出され、原告らの生命、身体、健康が現に侵害され、又は侵害される具体的危険性が生じるのかについての具体的な主張が全くないものであり、何ら理由がなく失当である（前記第3）。

以上